

平成26年(ワ)第18301号 損害賠償請求事件

原告 日向 千絵 外3名

被告 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部 外1名

## 文書提出命令申立書

平成27年5月29日

東京地方裁判所 民事第41部合議1E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 黒 嵩 隆

同 棚 橋 桂 介

同 重 田 和 寿

頭書事件について、原告らは、次のとおり文書提出命令の申立をする。

### 記

#### 1 文書の表示

- (1) 平成24年11月1日から平成26年5月末日までの間に、訴外緊急災害時動物救援本部において開催された本部会議の議事録すべて

(2) 上記期間内に、訴外緊急災害時動物救援本部の救援推進部内で開催された会議の議事録すべて

(3) ①平成25年6月7日②平成25年9月30日③平成26年2月2日に行われた訴外緊急災害時動物救援本部と各動物救援本部等との連絡会議の議事録及び④平成26年2月22日に訴外動物救援本部と被災地の各動物救援本部等との間で行われた意見交換会の議事録すべて

## 2 文書の趣旨

被告らが、訴外救援本部が平成24年11月の第3期活動支援金交付の後、関係各団体と協議し、義援金の使途について検討していたと主張する、その協議・検討内容を具体的に明らかにするもの

## 3 文書の所持者

〒160-0016 東京都新宿区信濃町8番地1

被告一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部

## 4 証明すべき事実

訴外救援本部が、平成24年11月の第3期活動支援金交付の後、東日本大震災の被災地における被災動物救援のために義援金活用が必要な活動の調査を怠ったことあるいは同調査の結果、被災動物救援のために必要であることが判明した活動への義援金の支出を怠ったこと

## 5 文書提出の義務の原因

文書の表示(1)(2)(3)の各文書は、民事訴訟法第220条4号所定の除外事由のいずれにも該当しないので、所持者は、同文書の提出義務を負っている。

原告らが、訴外救援本部の注意義務の内容について具体的に主張し、同注意義務を訴外救援本部が懈怠したことを主張するためには、本件各文書の開示を受けることが不可欠であり、また、訴外救援本部の設立の経緯及び同本部が一般消費者から義援金を集めて交付するという極めて公益的な活動を行っている点に鑑み、本件各文書が「自己利用文書（民事訴訟法220条4号二）」にあたらぬことは、既に原告ら第3準備書面において述べたとおりである。

以 上